

筑後市体育協会賛助会員規程

第1条 筑後市体育協会（以下「協会」という。）規約第6条により賛助会員に関する規約は、この規程の定めるところによる。

第2条 賛助会員は、協会の目的及び事業に賛同し、入会した会員をいう。

第2条 特別賛助会員は、年額1口（1口10,000円）以上の会費を毎年度内に納入するものとする。

第4条 普通賛助会員は、年額1口（1口2,000円）以上の会費を毎年度内に納入するものとする。

第5条 普通賛助会員が納入した賛助会費の半額は、会員を獲得した各加盟団体へ活動費として支給するものとする。

第6条 協会は、賛助会員の行う体育・スポーツ行事について、協力、助言をなすものとする。

第7条 協会は、賛助会員に対して、毎年度事業計画・報告並びに予算・決算を報告する。

附則

この規程は、平成19年5月24日から施行する。

附則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

筑後市体育協会「平島直吉スポーツ振興基金」運営規程

(名称)

第1条 この基金は、筑後市体育協会「平島直吉スポーツ振興基金」(以下「基金」という。)という。

(目的)

第2条 この基金は、市民の体育向上と本市のスポーツ事業の振興を図るため、個人や団体のスポーツ活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 この事業は、次の各号に該当し、基金の計画的な執行を妨げない範囲内において支出し、その金額等は別に定める。

- (1) 地区予選等を通し、九州大会や全国大会及びそれ以上の規模の大会に出場する個人や団体に対する出場祝い金。
- (2) 九州大会や全国大会及びそれ以上の規模の大会に出場し、入賞した個人や団体に対する入賞記念品の贈呈。
- (3) 筑後市体育協会に加盟する団体が、基金の目的に沿った大会や教室等を開催する場合の活動補助金。
- (4) この基金の財源を確保するための事業に必要な費用。

(事業の決定)

第4条 前条の第4号を除く各号については、申請に基づき、会長が決定する。

(財源)

第5条 この基金の財源は、故平島直吉氏の寄付金のほか、チャリティー事業の収益金や事業所や個人・団体の寄付金等をもって充てる。

(委任)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理、運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年5月23日から施行する。

筑後市体育協会事業積立金特別会計規程

(目的)

第1条 この規程は、筑後市体育協会事業積立金特別会計（以下「積立金特別会計」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をその経費の財源に充てる。

- (1) 筑後市体育協会が記念事業、その他のイベント等を実施する際に、その事業の準備及び実施に必要な費用
- (2) 災害又は経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合等において、当該不足額を埋めるための経費
- (3) その他理事会が認め、総会で議決を得た場合

(積立金額)

第3条 積み立てる額は、自動販売機手数料相当額を上限とし、毎年度の一般会計予算で定める額とする。

(構成)

第4条 積立金特別会計は、各年度の事業積立金、銀行利子及び理事会で認められたその他の収入をもって構成する。

(積立金特別会計の廃止)

第5条 この積立金特別会計の廃止は、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

筑後市体育協会事業積立金特別会計規程

(目的)

第1条 この規程は、筑後市体育協会事業積立金特別会計（以下「積立金特別会計」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をその経費の財源に充てる。

- (1) 筑後市体育協会が記念事業、その他のイベント等を実施する際に、その事業の準備及び実施に必要な費用
- (2) 災害又は経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合等において、当該不足額を埋めるための経費
- (3) 福岡県民体育大会派遣事業を実施の際、派遣場所又は経済事情の著しい変動により、その事業の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費
- ~~(3)~~ (4) その他理事会が認め、総会で議決を得た場合

(積立金額)

第3条 積み立てる額は、前年度の自動販売機手数料相当額と当年度の福岡県民体育大会派遣事業の剰余金相当額を足した額を上限とする。~~し、毎年度の一般会計予算で定める額とする。~~

(構成)

第4条 積立金特別会計は、各年度の事業積立金、銀行利子及び理事会で認められたその他の収入をもって構成する。

(積立金特別会計の廃止)

第5条 この積立金特別会計の廃止は、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

筑後市体育協会事業積立金特別会計規程

(目的)

第1条 この規程は、筑後市体育協会事業積立金特別会計（以下「積立金特別会計」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この積立金をその経費の財源に充てる。

- (1) 筑後市体育協会が記念事業、その他のイベント等を実施する際に、その事業の準備及び実施に必要な費用
- (2) 災害又は経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合等において、当該不足額を埋めるための経費
- (3) 福岡県民体育大会派遣事業を実施の際、派遣場所又は経済事情の著しい変動により、その事業の財源が不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費
- (4) その他理事会が認め、総会で議決を得た場合

(積立金額)

第3条 積み立てる額は、前年度の自動販売機手数料相当額と当年度の福岡県民体育大会派遣事業の剰余金相当額を足した額を上限とする。

(構成)

第4条 積立金特別会計は、各年度の事業積立金、銀行利子及び理事会で認められたその他の収入をもって構成する。

(積立金特別会計の廃止)

第5条 この積立金特別会計の廃止は、総会の議決を得なければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年6月9日から施行する。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

